

## 根 本 匠 政策提言 ～NO. 2～

### 郡山市大槻町字八坦及び針生前田地区における災害復旧について

東北志士の会 代表  
自由民主党福島県第二選挙区支部長  
郡山市防災対策アドバイザー  
根 本 匠

郡山市大槻町字八坦及び針生前田地区においては、今回の大地震により小高い場所にある住宅が危険な状況に陥ると共に、宅地を支える道路沿いの法面の一部が崩落し、約 20 件の住民が避難を余儀なくされている。

今後想定される再度の崩落を防ぐためには、法面補強が必要であるが、法面の所有者は開発業者であり、その業者には法面補強の力がない。このまま放置しておくとも再度の崩落の可能性が高く、場合によっては、道路の危険性はもとより、被災した住宅地と道路を挟んだ反対側の住宅地まで危険が及ぶ恐れがある。

地域住民の安全確保のためには、次の理由により郡山市が乗り出して、対策を講ずる必要がある。

- イ、この宅地開発は県の開発行為の許可を得て造成されており、法面の形状、安全性、所有者を含め、許可権者が許可している。
- ロ、この法面は宅地を支える性格を有すると共に、道路の法面としての効用も果たしており、宅地と道路の法面として、兼用工作物的性格を有している。
- ハ、放置しておけば、今後の余震によって梅雨時等に再び法面崩落の危険性がある。

郡山市が対策を講ずるとすれば、郡山市が道路管理者として対応することになる。大規模工事が想定され、事業費をどう確保するかが課題となるが、今回の法面崩落は大地震に起因するものであり、次の条件を満たせば国の災害復旧による採択が可能である。

- ① 法面が民間の所有であるため道路管理者が道路として管理するためには、権原が必要であり、施工する土地について土地所有者からの寄付（無償）を受ける（道路の区域に含める）。
- ② 法高が低すぎると採択できない（従来、1.5m以上とのこと）。
- ③ 法面と道路の間に平場があると、採択は困難
- ④ 査定時に承諾書など寄付の確認ができることが必要
- ⑤ 査定完了後は、道路施設として管理